

健康かいつか応援企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3期健康かいつか21における貝塚市健康増進計画の基本目標である「生活習慣の改善」、「生活習慣病の予防・重症化予防」及び「地域で取り組む健康づくり」を達成するため、市民の健康づくりに関する取組を支援する企業（以下「応援企業」という。）を登録し、もって企業による多面的かつ有効性の高い支援を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 応援企業の登録の対象となるものは、企業又は団体（公益法人、一般法人、NPO法人等）（以下「企業等」という。）で、市民の健康づくりに関する取組を支援するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する企業等は対象外とする。

- (1) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である企業等
- (2) 法令等に違反している企業等（違反の疑いのある企業等を含む。）
- (3) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする企業等
- (4) 市税を滞納している企業等
- (5) その他市長が適当でないと認める企業等

(取組)

第3条 応援企業は、市民の健康づくりを応援する物資、人材、場所、技術、情報、媒体、資金等の提供を行うものとする。ただし、市長が適当でないと認める活動は、応援企業としての活動の対象外とする。

(申込等)

第4条 応援企業として登録を希望する企業等は、健康かいつか応援企業登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出する。

2 応援企業は、登録内容に変更があったときは、健康かいつか応援企業登録変更届（様式第3号）を市長に提出する。

(審査及び登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申込書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められる企業等を登録する。この場合において、登録した応援企業の名称等を市のホームページ又は広報紙に掲載する。

(抹消)

第6条 次に掲げる事項に該当するときは、当該応援企業の登録を抹消する。

- (1) 第2条ただし書に掲げる事項に該当すると市長が認める場合
- (2) 応援企業から健康かいつか応援企業登録辞退届（様式第4号）が提出された場合
(活動状況等の報告)

第7条 市長は、必要に応じ、応援企業に対しその活動状況等について、報告を求めることができる。

(表示)

第8条 応援企業は、応援企業である旨を表示するときは、企業名とともに使用することとし、特定の商品名とともに使用してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康かいつか応援企業登録制度の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

「健康かいつか応援企業登録制度」登録申込書

年 月 日

貝塚市長 様

(ふりがな)

企業・団体名 _____

貝塚市民の健康づくりに関する取組みを支援するので、次のとおり登録を申し込みます。

1. 企業概要

(1) 証明

該当する区分に✓を記入してください。

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> ①貝塚市入札資格者</p> <p><input type="checkbox"/> ②国内証券取引所上場企業</p> <p><input type="checkbox"/> ③法に基づき国や地方公共団体から免許・許可を得て活動を行う企業</p> <p><input type="checkbox"/> ④法に基づき国や地方公共団体から認可を得て設立される法人</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤上記①～④に該当しない企業・法人等</p> |
|--|

【注1】⑤に該当する場合、登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※申込日から3箇月以内に発行されたもの）を提出してください。

【注2】団体は、「法人種別（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人等）」を記入してください。

(2) 業種

該当する分類に✓を記入してください。

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/>農業、林業 <input type="checkbox"/>漁業 <input type="checkbox"/>鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/>建設業 <input type="checkbox"/>製造業 <input type="checkbox"/>情報通信業</p> <p><input type="checkbox"/>電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/>運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/>卸売業・小売業 <input type="checkbox"/>金融業・保険業</p> <p><input type="checkbox"/>不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/>学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/>宿泊業、飲食サービス業</p> <p><input type="checkbox"/>生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/>教育、学習支援業 <input type="checkbox"/>医療、福祉 <input type="checkbox"/>複合サービス事業</p> <p><input type="checkbox"/>サービス業 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> |
|---|

(3) ホームページ URL

2. 担当者情報

(1) 氏名 (ふりがな)

(2) 部署名

(3) 所在地

〒

電話番号

FAX

メールアドレス

3. 応援内容

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/>物資の提供 (例: 物品、商品、賞品の提供)</p> <p><input type="checkbox"/>人材の提供 (例: 講師・専門家の派遣)</p> <p><input type="checkbox"/>場所の提供 (例: イベント会場の提供)</p> <p><input type="checkbox"/>技術の提供 (例: 無料アプリの提供)</p> <p><input type="checkbox"/>情報・媒体の提供 (例: 定期広報物やチラシ等への無料掲載、啓発協力)</p> <p><input type="checkbox"/>資金の提供</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> |
|---|

4. 市ホームページ、市広報紙への掲載について

「企業・団体名」「業種」「ホームページ URL」「応援内容」について、掲載を

市ホームページ (承諾する ・ 承諾しない)

市広報紙 (承諾する ・ 承諾しない)

※掲載を承諾しなくても、応援企業として登録できます。

事業名 健康かいつか応援企業登録制度

誓約書

私は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 私は、貝塚市の公共工事等を受注するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は貝塚市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しません。
- 私は、本誓約書一の暴力団員等の該当の有無を確認するため、貝塚市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が貝塚市から大阪府貝塚警察署に提供されることに同意します。
- 私が本誓約書一の暴力団員等に該当する事業者であると、貝塚市が大阪府貝塚警察署長から通報を受け、又は貝塚市の調査により判明した場合は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例及び貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、貝塚市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 私が貝塚市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を貝塚市に提出します。
- 私の使用する下請負人等が、本誓約書一の暴力団員等に該当する事業者であると、貝塚市が大阪府貝塚警察署長から通報を受け、又は貝塚市の調査により判明し、貝塚市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

貝塚市長 様

令和 年 月 日

(所在地)

(事業者名)

(代表者)

⑩

(契約書に押印する印鑑と同一印)

(代表者の生年月日) _____ 年 月 日

(参考)

貝塚市暴力団排除条例（抜粋）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 有資格者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、当該有資格者等を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 有資格者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
- (6) 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

貝塚市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前1号から前号までのいずれかに該当する場合のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として条例第2条第4号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式第3号（第5条関係）

「健康かいつか応援企業登録制度」登録変更届

年 月 日

貝塚市長 様

(ふりがな)

企業・団体名

貝塚市民の健康づくりに関する取組みを支援するので、次のとおり登録を変更します。

変更前内容

※変更箇所が複数ある場合は、番号を付番し、変更前と変更後がわかるように記載してください

変更後内容

様式第4号（第7条関係）

「健康かいつか応援企業登録制度」登録辞退届

年 月 日

貝塚市長 様

(ふりがな)

企業・団体名

健康かいつか応援企業の登録を、次の理由により辞退します。

辞退理由

※登録辞退届の提出により、市ホームページ掲載の企業名等は削除されます。